

別表第1（第2関係）

県発注の業務等において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 県発注の一般委託契約に係る競争入札に関し、入札参加資格申請書、入札参加資格確認資料、企画提案書その他の落札決定前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>（1）業務着手前に受注者から虚偽の記載について報告があったとき又は（2）から（6）までに該当しない虚偽記載のとき。</p> <p>（2）契約から業務着手までの間に県から虚偽の記載の指摘を受けたとき。</p> <p>（3）業務着手後に県から虚偽の記載の指摘を受けたとき。</p> <p>（4）契約から業務着手までに虚偽の記載があることが判明したとき（（2）に該当する場合を除く）。</p> <p>（5）業務着手後に虚偽の記載の事実が判明したとき（（3）に該当する場合を除く）。</p> <p>（6）文書偽造又は事前共謀の事実があるとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p>
<p>（過失による粗雑な成果物）</p> <p>2 県発注の一般委託契約の履行に当たり、過失により業務を粗雑に行い次に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>（1）業務完了検査等において不良として指摘されたとき。</p> <p>（2）業務の管理状況が不良で再三指摘されても改善しないとき。</p> <p>（3）会計検査院の検査又は県監査委員の監査において、成果物が不良として文書により指摘されたとき。</p> <p>（4）上記に掲げる以外の場合で措置が必要と認められるとき。</p>	<p>ア 業務の履行中に成果物が粗雑であると判明したとき。</p> <p>イ 業務完了後の検査などにより成果物が粗雑であると判明したとき。</p> <p>ウ 当該成果物が粗雑であることの影響で履行期限が遅れたとき。</p>	<p>2月</p> <p>5月</p> <p>6月</p>
<p>（契約違反）</p> <p>3 第2号に掲げる場合のほか、県発注の一般委託契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不相当であるとして次に掲げる場合に該当すると認められるとき。</p> <p>（1）業務の全部を一括して第三者に請け負わせたとき。</p> <p>（2）正当な理由がなく業務を契約期間内に完了せず、履行遅滞とな</p>	<p>ア 契約条項の違反が判明したとき。</p> <p>イ 履行期限が遅れたとき。</p> <p>ウ 一括再委託を行ったとき、又は、業務履行に必要な報告を怠ったとき。</p>	<p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p>

措置要件	適用基準	期間
<p>り、違約金等を徴収されたとき。  (3) 上記に掲げる以外の場合で措置が必要と認められるとき。</p>		
<p>(公衆損害事故)  4 県発注の業務の履行に当たり、公衆（通行人、隣家の住人等当該業務関係者以外の全てを指すものとする。以下同じ。）に死亡者、重傷者（負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。以下同じ。）若しくは軽傷者（負傷の治療に要する期間が11日以上を負傷者（重症者を除く。）をいう。以下同じ。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められる場合で、次のいずれかに該当するとき。  (1) 安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。  (2) 同一の業務において、別表第5第1号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、別表第4第1号の警告を受けた後に同号に掲げる事由に該当したとき。</p>	<p>ア 公衆に損害（停電、断水又は電話の不通等を伴う損害にあつては、広範囲にわたるもの。）を与えたとき。  イ 1名の軽傷者を生じさせたとき。  ウ 1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。  エ 2名の重傷者又は3名の軽傷者を生じさせたとき。  オ 1名の死亡者又は3名の重傷者若しくは4名の軽傷者を生じさせたとき。  カ 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは5名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月  2月  3月  4月  5月  6月</p>
<p>(業務関係者事故)  5 県発注の業務の履行に当たり、業務関係者に死亡者又は重傷者若しくは軽傷者を生じさせたと認められる場合で、次のいずれかに該当するとき。  (1) 安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。  (2) 同一の業務において、別表第5第2号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、別表第4第2号の警告を受けた後に同号に掲げる事由に該当したとき。</p>	<p>ア 1名の軽傷者を生じさせたとき。  イ 1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。  ウ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者若しくは4名若しくは5名の軽傷者を生じさせたとき。  エ 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは6名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月  2月  3月  4月</p>

備考

- 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。
- 第4号(1)及び第5号(1)において、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として発注者が仕様書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合又は発注者の事故原因に係る所見、調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場

合とする。ただし、当該業務の管理責任者等が刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときとすることが適当である場合には、それによることができる。

- 3 第4号(2)及び第5号(2)の入札参加制限は、それぞれ同一の警告につき1回に限るものとする。
- 4 第4号及び第5号において、同一の事故で死傷者が多数発生し、「適用基準」に定める期間を超えて措置する必要があるときは、第4第4項の規定を適用する。

別表第2（第2関係）

県発注の業務における贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>（贈 賄）</p> <p>1 県発注の業務に関し、個人、役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	措置要件に該当したとき。	12 月
<p>（独占禁止法違反）</p> <p>2 県発注の業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したことが次の（1）から（4）までに掲げる事実のいずれかにより判明し、一般委託契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>（1） 排除措置命令 （2） 課徴金納付命令 （3） 刑事告発 （4） 法人の代表者、個人又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反容疑による逮捕</p>	措置要件に該当したとき。	12 月
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p> <p>3 県発注の業務に関し、個人、役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	措置要件に該当したとき。	12 月
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>4 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、県発注の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、一般委託契約の相手方として不相当であると認められるとき。この場合において、「不正又は不誠実な行為」とは、次に掲げる場合を指すものとする。</p> <p>（1） 法令違反により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （2） 県発注業務において、著</p>	<p>ア 所管行政庁が法令に違反し行政処分を行ったことが判明したとき。</p> <p>イ 県発注工事の施工に当たり、請負工事施工成績評定要領に基づく評定点が65点未満となったとき（評定点が、指名停止による減点により65点未満となったものを除く。）。</p> <p>ウ 県発注業務の履行にあたり、委託業務成績評定要領に基づく評定点が60点未満となったとき（評定点が、指名停止による減点により60点未満となったものを除く。）。</p> <p>エ 一般役員等又は使用人が法令違反に</p>	<p>1 月</p> <p>1 月</p> <p>1 月</p> <p>2 月</p>

措置要件	適用基準	期間
<p>しく信頼関係を損なう行為があった場合</p> <p>(3) 上記に掲げる以外の場合で措置が必要と認められるとき。</p>	<p>より逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>オ 県発注業務において、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(ア) 正当な理由なく落札決定後に契約を辞退したとき。</p> <p>(イ) 入札参加者の過失により入札手続が大幅に遅延したとき。</p>	3月
	<p>カ 法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時委託業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で法人の代表権を有する職員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）以外の者（以下「一般役員等」という。）又は個人若しくは法人の使用人で一般役員等以外の者（以下「使用人」という。）が県発注の事業に関連し逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	8月
	<p>キ 個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	9月

備考

- 1 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。
- 2 第4号適用基準アの法令とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下これらを総称して「労働基準法等」という。）等をいう。

別表第3（第2関係）

暴力団排除に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>（暴力団排除）</p> <p>県発注の業務に関し、契約の相手方の役員等（代表役員等及び一般役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有するなど、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>（1） 受注者の役員等が暴力団員であると認められるとき。</p>	24月
	<p>（2） 受注者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	24月
	<p>（3） 受注者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p>	9月
	<p>（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	9月
	<p>（5） 受注者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	9月
	<p>（6） 受注者が下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	2月
	<p>（7） 受注者が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、契約担当者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>	1月
	<p>（8） 受注者が契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団関係者等による不当要求又は妨害を受けたにもかかわらず、正当な理由なく契約担当者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。</p>	

備考

「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。

別表第4（第14関係）

警告の措置基準

事 由	措置内容
1 別表第5第1号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、同一の委託業務で同号に掲げる事由に該当したとき。 2 別表第5第2号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、同一の委託業務で別表第1第7号（1）の措置要件に至らない業務関係者事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。 3 別表第5第3号に掲げる事由に該当し、注意があった日から1年を経過するまでの間に、同じ事由に該当したとき。	口頭又は書面による警告

備考

- 1 合併、会社分割、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更があるときは、基準第7の規定を準用する（以下同じ。）。
- 2 第1号及び第2号による警告は、それぞれ同一の注意につき1回に限るものとする。
- 3 「業務関係者事故」とは、業務関係者に死亡者、重傷者又は軽傷者を生じさせたと認められる事故をいう（以下同じ。）。

別表第5（第14関係）

注意の措置基準

事 由	措置内容
1 別表第1第4号（1）において、措置要件に至らない停電、断水又は電話の不通等を伴う公衆損害事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。 2 別表第1第5号（1）において、措置要件に至らない業務関係者事故を発生させた日から1年を経過するまでの間に同一の委託業務で同号（1）の措置要件に至らない業務関係者事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。 3 前2号に掲げるもののほか、注意が必要と認められるとき。	口頭又は書面による注意

備考

「公衆損害事故」とは、公衆に損害を与えたと認められる事故をいう。